

IV-53

仙台城址追い廻し地域の保全について

東北工業大学 正会員 ○菊 地 清 文 同 松 山 正 将
同 同 花 渕 健 一 同 佐 伯 吉 勝

1：はじめに

追い廻し地域は仙台城の東側に位置し、藩政時代には藩士等が平坦地をそのまま、主に馬を追い廻す馬場として使用していた。明治維新後には陸軍省の所有になり、太平洋戦争後は、住宅営団（都市整備公団の前身）が罹災者のための応急住宅地として国有地を借り受け、650戸を建設した。1951（昭和26）年当営団の解散に伴い住宅を払い下げると同時に、国と居住者の間に借地契約が結ばれ現在に至っている。仙台市では、豊かな都市景観を創出するために広瀬川以西は公共空間とすることを原則とし、2006（平成18）年の借地期間満了を目途に整備を進めている。この地域は現在、都市計画法の上では公園地区に指定されている。

本報告は、追い廻し地域全域の現況調査終了を機に、この地域の保存対象地域組み入れ問題とともに、自然環境の維持保全について検討したものである。

2：現況把握調査方法

対象地域の地形図骨組を多角測量にて実施し、特に広瀬川の水際線や微地形の把握に努め、樹木調査を行い、現況環境資源情報表現の環境地図を作製した。図-1に示す。

3：追い廻し地域の現況使用区分

追い廻し地域は面積が約181000㎡で、東西方向に約290m～約120m、南北方向に最大で約950m、標高は約35m～約20mで西から東に、また、北から南に傾斜している。

作製した地形図に基づいた現況使用区分の面積等を表-1に示す。

表-1 追い廻し地域のブロック別面積割合

名	称	面 積 (㎡)	割合 (%)	備 考
平 担 地	住宅地	50270	27.8	住宅約600戸の宅地面積
	道路	27190	15.1	住宅地内(19230㎡)、緑地帯内(7960㎡)
	公園	1990	1.1	児童公園と住宅地内の緑地帯
	畑・花壇	610	0.3	空き地を利用したもの
	神社	120	0.1	追い廻し大明神
	駐車場	4550	2.5	石積護岸から幅約12mの部分
	体育施設	17010	9.4	テニスコート(16530㎡)、ゲートボール場(480㎡)
	緑地帯	54360	30.1	テニスコート以南龍の口まで
	小 計	156100	86.4	大橋以南龍の口まで
	急 崖	1050	0.6	住宅3戸の宅地面積
直 下	駐車場	2930	1.6	バレーコート、テニスコート付近4箇所の合計面積
	広場	380	0.2	バレーコート南側の舗装された場所
	神社	680	0.4	蠣崎神社、五藤墓
	緑地帯	9450	5.2	標高35m以下の杉林を含む地帯
緩 衝 地	体育施設	8490	4.7	バレーコート(4800㎡)と倉庫等
	小 計	22980	12.7	標高35m等高線から管理用道路までの部分
堀	割	1700	0.9	長沼から広瀬川までの全長約500m
合	計	180780	100.0	追い廻し地域の総面積
護岸沿いの洲		27300	—	大橋から龍の口までの右岸側洲の総面積

4：まとめ

この追い廻し地域（約18ha）が仙台市のシンボルともいえる『仙台城』と『広瀬川』を結びつける大変重要な地域である事を再確認できた。この地域の維持保全の在り方を考える場合、次の2つの視点を持って整備する事が必要と思われる。

1) 仙台城郭関連施設

(片倉家屋敷等多くの侍屋敷)があったこの地域は、仙台城本丸・二の丸・三の丸・御裏林をはじめ、広瀬川右岸に近接して点在する関連地域(亀岡八幡神社・経が峰・愛宕山・大年寺山等)と結びつけ、史跡保存対象地域へ組み入れて、市民が気軽に散策周回できるよう配慮すること。

また、現在の住宅地については、その借地期間満了(2006年)後を視野に入れて、順次現在の緑地帯へ変換して行く事が望ましい。

2) 追い廻し地域は、湧水、地下水、そして地表水等の集まりやすい地形でもある事から、集水・排水計画に配慮して整備し、防災時の避難空間としての利用形態も考えておく必要がある。よって、この地域への永久構造物等の建設は避け自由度のある地域、即ち仙台市の当初の計画通り公園化して行くべきと考える。

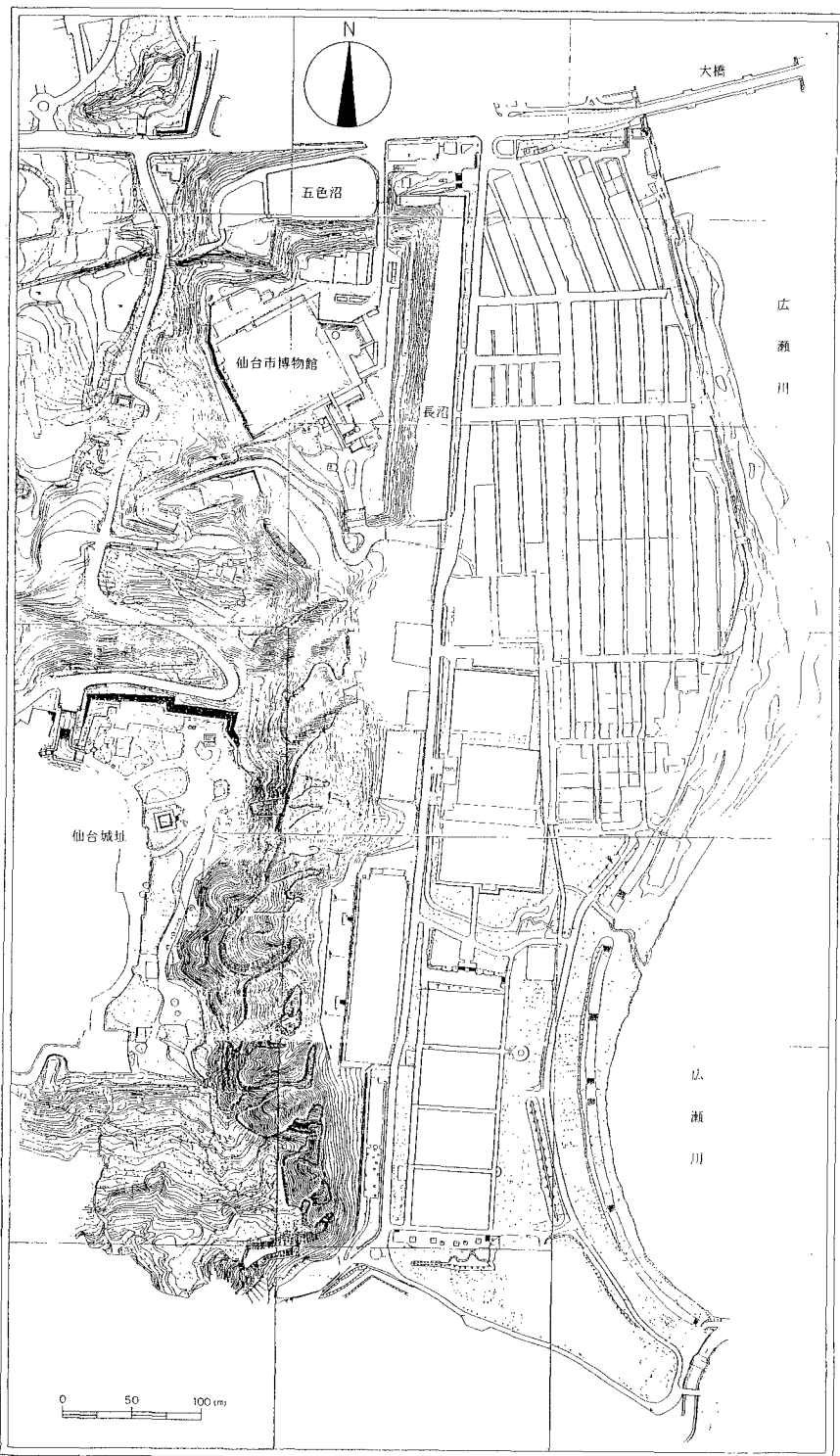


図-1 追い廻し地域全体の地形図(縮尺1/250を縮小)